

税源移譲と国庫補助負担金の廃止・縮減に関する緊急提言の概要

～ 地方分権推進のための三位一体改革の早期具体化について～

全国市長会

1. 基本的考え方

全国市長会としては、国庫補助負担金を原則廃止し、国から地方への基幹税を基本とした税源移譲を早期に実現すべきと考える。

三位一体の改革は、単に国と地方の財源の配分だけの問題ではなく、地域住民へのサービス提供に直接影響を及ぼす重要な問題であり、次の事項を基本に改革を推進する必要がある。

歳出面での国の関与を縮小することにより、地方の自主性を拡大するとともに、自主・自立の財政運営を営むことができるようにすること。

受益と負担の関係を明確にし、真に住民が必要とする行政サービスを地方自らの判断で実施することが可能となるようにすること。

補助金の廃止・縮減により地方の自己決定権と自己責任が拡大し、また、国・地方を通じた膨大な事務処理が軽減され、これらにより行財政の効率化、合理化が一層進み、国・地方を通ずる行財政改革につながるものであること。

もとより、各都市は、引き続き、自ら徹底した行財政改革に積極的に取り組む必要があること。

2. 補助金の廃止・縮減について

(1) 廃止・縮減の検討対象

地方向けの総額約 20 兆 4,000 億円(平成 15 年度政府予算ベース)のうち、市町村に直接交付され、または、都道府県を通じて市町村に交付されるもの。ただし、以下のものは対象外とした。

(対象外としたもの)

- ・ 地方財政法第 10 条の 4 に規定する国庫委託金(国会議員選挙執行委託費等)
- ・ 特定地域に限定されているもの等(電源立地促進対策交付金等)
- ・ 平成 15 年度政府予算で 30 億円未満の経常的補助金、100 億円未満の投資的補助金

(2) 廃止・縮減の検討結果

廃止・縮減の検討対象とした補助金	123 件	総額約	15.3 兆円
(下記の を除いた場合	114 件	総額約	8.1 兆円)
廃止して税源移譲すべき補助金	101 件	総額約	5.9 兆円
当面存続する補助金	13 件	総額約	2.2 兆円

() 格差なく国による統一的な措置が望まれるもの。

- ・ 生活保護費負担金、児童扶養手当給付費負担金、被用者児童手当交付金など 12 件

() 災害復旧のために要する経費に係るものであり、予測できない臨時巨額の財政負担が生じ、引き続き、国の支援を必要とするもの。

- ・ 河川等災害復旧事業費補助

制度全般の見直しの中で検討すべき補助金 9件 総額約7.2兆円
国民健康保険、介護保険など、国の統一的保険制度に係るものであり、
保険制度全般の見直しの中で引き続き検討されることが適当であるもの。
・老人医療給付費負担金、療養給付費等負担金、介護給付費負担金など

3. 補助金の廃止・縮減に当たっての必要な措置

(1) 地方交付税の財源調整・財源保障の拡充強化

税源移譲を行う際、税源の偏在性から都市間の財政力格差が拡大することが予想される。このため、各都市の標準的な行政サービスを維持するためには、財源調整・財源保障機能を一体として果たす地方交付税制度の機能を強化するなど財政措置を講じることが必要である。

(2) 平準的な財政運営を可能とするための措置

臨時的、かつ、巨額の財政負担となる廃棄物処理施設整備事業等については、市町村の財政規模も考慮しつつ、地方交付税及び起債による措置の充実などにより平準的な財政運営が可能となるような財政措置を講じる必要がある。

(3) 都道府県と市町村との調整

都道府県を通じて市町村に交付されている補助金については、最終的に事業を実施する市町村に税源移譲することを基本に検討する必要がある。

4. 税源移譲について

地方への税源移譲の総額

約5兆円

補助金5.9兆円程度の廃止が可能であり、少なくとも約5兆円の税源移譲を行う必要がある。(仮に、「基本方針2003」で示された考え方に基づいて、義務的な事業については全額、その他の事業については8割として試算。)

所得税から個人住民税(個人住民税の10%程度の比例税率化)

消費税から地方消費税(消費税の1%分相当額を地方消費税へ移譲)

5. 国の歳出削減と地方交付税の抑制

廃止すべき補助金額と税源移譲額との差額である約0.9兆円については、地方の行財政改革による効率化努力で対応。

また、補助金の廃止・縮減は、国・地方を通じた膨大な事務処理の軽減になる。これらのことにより、国の負担が大幅に削減され、さらに地方財政計画額の縮減、地方交付税総額の抑制につながり、ひいては国・地方を通じた行財政改革に大きく寄与する。